⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加に必要な資格を持たない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、落札者が落札決定から契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。
⑷　契約書の作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　上記２の要件を満たした業者で、本会が作成した予定価格の範囲内で最低金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑹　本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。
5　Summary
⑴　Official in charge of contract : Kinji Kobayashi, Assistant General Manager of HANSHIN RACECOURSE of JAPAN RACING ASSOCIATION
⑵　Classification of the products to be Procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Electric power
⑷　Delivery period : From 1 April 2024 through 31 March 2025
⑸　Delivery place : Hanshin Racecourse
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : A
⑺　Time limit of tender : By 11 : 00 a.m. 18 January 2024.
⑻　Contact point for the notice : General Affairs Section, JAPAN RACING ASSOCIATION, HANSHIN RACECOURSE, 1―1, komano-cho Takarazuka-shi, Hyogo-ken Japan TEL 0798―51―7151

入札公告の変更

令和５年11月20日
独立行政法人　海技教育機構
理事長　田島　哲明

◎調達機関番号　604　◎所在地番号　14
1　掲載日　令和５年９月29日（号外政府調達第184号）
2　変更内容　23頁４段目、１⑵中「③Ａ重油160kℓ」を「③Ａ重油180kℓ」に、「⑤Ａ重油240kℓ」を「⑤Ａ重油270kℓ」に、１⑷中「③令和５年12月９日」を「③令和５年12月８日」に、24頁２段目、５⑶中「③Fuel Oil A 160kℓ」を「③Fuel Oil A 180kℓ」に、「⑤Fuel Oil A 240kℓ」を「⑤Fuel Oil A 270kℓ」に、５⑷中「③9 Dec. 2023」を「③8 Dec. 2023」に、それぞれ変更します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和５年11月20日
支出負担行為担当官
沖縄総合事務局開発建設部長　坂井　　功

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47
1　事業概要
⑴　品目分類番号　41、42
⑵　事業名　令和５年度国道330号城前町地区電線共同溝ＰＦＩ事業
⑶　対象施設　電線共同溝（道路法第２条第２項の９に定める電線共同溝（道路の附属物））、道路（車道、歩道等）、道路附属物等（道路照明、道路標識等）
⑷　事業場所
①　所在地　沖縄県沖縄市照屋一丁目117番１～沖縄県沖縄市胡屋一丁目297番５
②　事業対象　一般国道330号
③　延長　約2.0㎞（道路延長：約1.0㎞）
⑸　事業内容　国道330号城前町地区電線共同溝ＰＦＩ事業（以下「本事業」という）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第７条の規定に基づき、特定事業として選定された事業として、選定事業者が設立した特別目的会社（以下「ＳＰＣ」という。）又は選定事業者（以下「事業者」という。）が、ＢＴＯ（Build―Transfer―Operate）方式により、電線共同溝等の設計及び工事（以下あわせて「整備」という。）並びに電線共同溝の維持管理を行うものである。次に主な業務を示すが、より詳細な業務内容については、要求水準書を参照すること。
①　設計業務
②　工事業務
③　工事監理業務
④　維持管理業務
⑹　事業期間　事業契約締結日から令和35年３月31日まで。
2　競争参加資格
⑴　応募者の構成
①　応募者は、１⑸に掲げる業務を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。
②　応募グループの場合は、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとし（以降、代表企業には応募企業を含む。）、構成員のうち、代表企業以外の企業を構成企業又は協力企業という。
③　本事業を行うためのＳＰＣを設立する場合、応募グループの構成員は以下の定義により分類される。
㋐　代表企業：ＳＰＣから直接業務の受託・請負をし、かつＳＰＣに出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う者
㋑　構成企業：ＳＰＣから直接業務の受託・請負をし、かつＳＰＣに出資する企業
㋒　協力企業：ＳＰＣから直接業務の受託・請負をし、かつＳＰＣには出資しない企業
④　協力企業についても、参加表明書の提出時に協力企業として明記すること。
⑤　応募企業又は応募グループは、契約締結までに本事業を行うためのＳＰＣを会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として設立することを基本とする。なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次の㋐から㋒の要件を全て満たす場合をいい、この要件を満たしＳＰＣを設立しない場合、応募グループのうちで代表企業以外の者は構成企業とする。
㋐　直近期が債務超過でないこと。
㋑　経常収支が３期連続で赤字でないこと。
㋒　３期以上の決算を迎えていること。
⑥　ＳＰＣへの出資については、次の㋐から㋒までの要件を満たすこと。
㋐　代表企業及び構成企業は、ＳＰＣの株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有すること。
㋑　代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。
㋒　ＳＰＣの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有することとし、沖縄総合事務局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。
⑦　応募にあたり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、１⑸に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、応募グループの場合は、同一の者又は相互に資本関係若しくは人的関係において関連のある者が１⑸②に掲げる工事業務のうち「既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務」、「整備工事業務（電線共同溝、道路、道路附属物の整備）」の業務と１⑸③に掲げる工事監理業務を兼務して実施することはできない。また、応募企業の場合は、１⑸③に掲げる工事監理業務を資本関係又は人的関係において関連のない者に委託すること。なお、委託にあたっては、委託先が２⑸に示す工事監理企業の参加資格要件を満たすこととし、委託先の資格、実績等については、協力企業に準ずる形で、第一次審査資料で明らかにすること。
⑧　代表企業、構成企業又は協力企業の変更は認めない。ただし、提案書の提出期限までに代表企業、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、沖縄総合事務局と協議するものとし、沖縄総合事務局が変更を認めた場合はこの限りではない。
⑨　代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。